

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請について、認定の結果は次のとおりです。

～令和7年8月1日から～

自己負担限度額一覧

負担割合	区分	該当 チェック	減額認定 証の区分	対象者	1万月の上限		食事代 (1食)
					外来	入院	
70歳以上	3割		現役Ⅲ	課税所得690万円以上の世帯	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 140,100円※1		510円
			現役Ⅱ	課税所得380万円以上の世帯	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 93,000円※1		
			現役Ⅰ	課税所得145万円以上の世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 44,400円※1		
	2割 または 1割		一般	住民税が課税されているが課税 所得145万円未満の世帯	18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 44,400円※1	240円※2
			低所得者	区分Ⅱ	住民税が非課税の世帯で、 区分Ⅰ以外の方	8,000円	
			区分Ⅰ	住民税が非課税の世帯で、その 世帯の所得が0円になる人(年金 の場合受給額80.67万円以下)	8,000円	15,000円	110円
70歳未満	3割		区分ア	旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 140,100円※1		510円
			区分イ	旧ただし書所得600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 93,000円※1		
	(小学校 就学前は 2割)		区分ウ	旧ただし書所得210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 44,400円※1		240円※2
			区分エ	旧ただし書所得210万円以下	57,600円 44,400円※1		
				区分オ	住民税が非課税の世帯	35,400円 24,600円※1	

※1 12ヶ月以内に3回該当した場合、4回目以降の額

※2 入院日数の合計が90日を超えた場合、申請月の翌月から190円 … 該当する方は次のものをご準備のうえ、再度申請してください。

(必要な物: 交付された認定証、入院日数が確認できる領収書、世帯主の印鑑・通帳)

～70歳以上の「現役並み所得者の現役Ⅲ」および「一般」の区分の方には限度額適用認定証は交付されません。～

【 問合せ先: 岩泉町役場 町民課 国保年金室 電話番号 0194-22-2111(内線223・224・240) 】